

いよいよ梅雨入り

# 長雨や集中豪雨への備えを万全に



昨年10月の台風26号で発生した崖崩れ(芦田地区)

これから雨の多い季節を迎えます。「ゲリラ豪雨」とも呼ばれ、局地的に発生する集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害など、大きな被害をもたらすことがあります。また、記憶にも新しい昨年10月の台風26号では、市内は豪雨と暴風に見舞われ、崖崩れや冠水が多く発生しました。被害を最小限にするためにも、気象情報には十分注意し、日ごろからの備えを心掛けましょう。

## 風水害に対する備え

局地的な豪雨はいつ起きるか分かりません。日ごろから準備しておきましょう。

- 屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理をする
- 雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする
- 浸水が多い場所では土のう、地盤の弱い斜面はブルーシートなどを事前に購入し、雨が強まる前に設置をする

## 土砂災害への注意

崖崩れなどの土砂災害は、危険

のある場所から離れることで、身を守ることができます。崖崩れの土砂は、斜面の高さの2〜3倍も離れた所まで達することもあります。

次の前兆を発見したら、速やかに崖から遠くに離れ、市に情報を提供してください。

## 土砂災害の前兆

- 斜面に亀裂ができる
  - 斜面から小石がこぼれ落ちる
  - 斜面から地鳴りが聞こえる
  - 普段は澄んでいる湧水が濁る
  - 斜面から水が吹き出す
- 県と気象庁では、大雨により土砂災害の危険度が高まった際に、土砂災害警戒情報を発表しています。



田んぼが冠水し、辺りは湖のように(印旛食肉センター周辺)

す。

市では、この情報を基に、危険性の高い地域に対して避難勧告などを発令します。

この情報が発表された場合には直ちに避難ができるよう、日ごろから非常持ち出し品を準備し、市の指定避難場所や一時的に利用できる近くの集会所などの安全な場所を確認しておきましょう。

### 防災行政無線

大雨による警報など、防災に関する情報は、市内149カ所に設置している防災行政無線で市民の皆さんにお知らせします。

防災行政無線は、強風や雨などの気象条件や高層建築物などの周辺環境によっては聞き取りにくい場合があります。

聞き逃したときなどは防災メー

ルや、市防災情報のホームページ

(<http://nt.17k.jp/informatio>コ)、防災無線テレホンガイド(☎0120・38・3898)でも確認できます。

### 防災メール・防災ツイッター

#### 防災メール

市では、携帯電話やパソコンへの防災メール配信サービスを行っています。

メール配信を希望する場合は、あらかじめ利用登録を行ってください。

#### 登録方法

- ① 携帯電話やパソコンから「[nt.17k.jp](mailto:nt.17k.jp)」にメールを送信
- ② 「[info@nt.17k.jp](mailto:info@nt.17k.jp)」から「防災メールの登録はこちら」という件名のメールが返信される
- ③ メールを開き記載されたアドレスをクリックしてインターネットに接続し、「◆利用者登録◆」をクリックして登録画面へ

#### 配信される情報

災害情報、避難所・救護所情報、気象警報、地震情報(震度4以上の場合)、大気に関する情報(光化学スモッグやPM2.5など)、消防情報、警察情報、不審者情報、防災無線情報

#### 防災情報ツイッター

防災メールなどで発信した情報を成田市防災情報(@bousai\_narita)でツイートします。ツイッターに登録しなくても内容を見ることができます。

URL=[http://twitter.com/bousai\\_narita](http://twitter.com/bousai_narita)

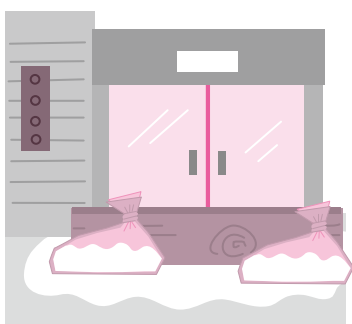
※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

## 自宅でできる水防工法(簡易水防工法)

簡易水防工法は家庭にある物を使って水の侵入を防ぐ方法で、あくまでも水位の浅い段階での対策です。

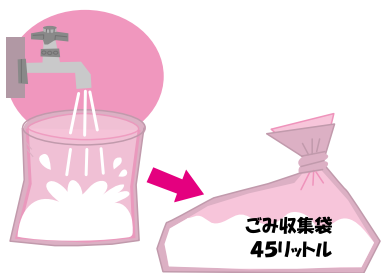


プランターを並べ、レジャーシートで包み、浸水を防ぎます。

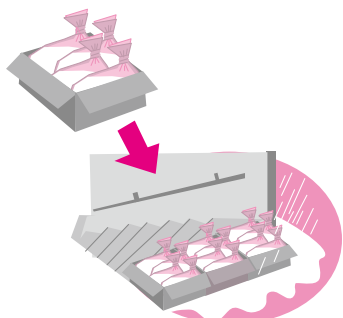


簡易水のうを作り、長めの板などと組み合わせて利用し、浸水を防ぎます。

### 「簡易水のう」の作り方



45リットル程度の容量のごみ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れます(持ち運べる程度)。



段ボールなどに入れると持ち運びに便利です。そのまま並べ、水防にも利用できます。

## 崖地の整備に補助

市では、擁壁ようへきを設けるなど、危険な崖地の整備に補助を実施しています。補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

**対象**=次の条件に当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

- 高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地の整備

- 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地の整備

**補助額**=750万円を限度に、事業費の3分の2

※くわしくは土木課(☎20-1550)へ。